

くまもとアートポリスプロジェクト

立田山憩の森・お祭り広場公衆トイレ公開設計競技2020に係る 県内協同事務所の選定に関する応募要項

1 趣旨

熊本市の中心部から東北に位置する標高152mの立田山は、市街地に残された貴重な自然緑地です。都市化の進展とともに行われる緑地の開発を防ぎ、県民の生活環境を保全するため、自然の森に復元し、憩いの場をつくることで生活環境保全林「立田山憩の森」として、多くの県民の健康づくりやふれあいの場として活用されてきました。熊本市北区立田山憩の森・お祭り広場に、県が建設する公衆トイレの設計者を広く公募するため、「立田山憩の森・お祭り広場公衆トイレ公開設計競技2020応募要項」に基づき、広く提案を求めています。

当事業においては、公開設計競技により選定された者が建築士事務所登録を行っている建築士事務所に所属していない場合、県内事務所のノウハウ及び調整能力をフルに活用し、全国に誇れる「くまもとアートポリス」プロジェクト事業として遂行するため、協同で取り組む県内の建築士事務所を募集するものです。

2 公開設計競技の概要

- (1) 名称 立田山憩の森・お祭り広場公衆トイレ公開設計競技2020
- (2) 方法 公開設計競技
- (3) 主催 熊本県
- (4) 事務局 くまもとアートポリス事務局（熊本県土木部建築住宅局建築課内）
- (5) 内容 別紙「立田山憩の森・お祭り広場公衆トイレ公開設計競技2020応募要項」による
- (6) スケジュール

	公開設計競技	県内協同事務所の選定
令和2年 4月 6日（月）	要項発表	—
5月15日（金）	—	要項発表
6月22日（月）	応募締切	応募締切
7月中旬（予定）	公開審査	非公開審査

3 審査員

- 審査員長 伊東豊雄（建築家、くまもとアートポリスコミッショナー）
- 審査員 桂 英昭（建築家、くまもとアートポリスアドバイザー）
- 末廣香織（建築家、くまもとアートポリスアドバイザー、九州大学准教授）
- 曾我部昌史（建築家、くまもとアートポリスアドバイザー、神奈川大学教授）

4 応募資格

応募資格は、次のとおりとする。

- ① 応募する建築士事務所は、熊本県に建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく事務所登録を行っている建築士事務所であること。なお、事務所の種別（一級、二級、木造の別）は問わない。
- ② 平成22年（2010年）4月1日から令和2年（2020年）3月31日までに履行が完了した、国又は地方公共団体等が発注する設計又は監理の業務実績（単独又は共

同企業体としての実績であるものに限る。)があること。

③ 公開設計競技との重複応募を可とする。

なお、以下の者は、応募資格がないものとする。

- ・ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に該当する者
- ・ 審査員及びその家族
- ・ 審査員が大学に所属する場合において、その審査員の研究室に現に属する者
- ・ 審査員及びその家族が主宰し、あるいは役員又は顧問をしている営利団体に所属する者
- ・ 主催者の職員で、今回の公開設計競技に関係する者

5 審査の方法(予定)

書類審査及び面接審査を次のとおり実施し特定する。ただし、公開設計競技により選定された者が建築士事務所登録を行っている建築士事務所に所属している場合は、該当者なしとする。

なお、面接審査は変更になる可能性があるため、詳細は本県のホームページで後日、公表する。

① 書類審査

書類審査は非公開で行うものとし、次の事項を審査する。

- ・ 応募者の設計業務実績

② 面接審査

面接審査は非公開で行うものとし、次のとおりとする。

- ・ 日程 7月中旬(予定)※公開設計競技の審査終了後
- ・ 方法 審査員及び設計競技により選定された者と個別面接により県内協同事務所を選定する。

6 要項配布

応募に係る資料は、本県のホームページで公表するので、応募者は各々ダウンロードすること。

7 提出書類等

応募者は、別添「立田山憩の森・お祭り広場公衆トイレ公開設計競技2020に係る県内協同事務所選定に関する提出書作成要領」に従い、過去の実績等を記載し、以下により事務局へ提出すること。

- ① 提出書類 別紙提出書(第1号様式)及び様式1～様式3
- ② 提出部数 5部
- ③ 提出期限 **令和2年(2020年)6月22日(月)午後5時(必着)**
- ④ 提出方法 郵送(書留郵便)、宅配便又は持参

8 審査結果等の公表

- (1) 審査の公平性、透明性を示すため、選定結果及び審査の講評を本県のホームページで公表する。
- (2) 審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

9 提出書類等の取り扱い

提出書類は返却しない。

10 設計業務委託の受託要件

今回の設計、積算及び工事監理を円滑に実施できるよう、本応募要項により選定された者は、

公開設計競技により選定された者と共同体制を組み業務を行うこととする。なお、公開設計競技により選定された者と必ずしも共同企業体（JV）を組む必要はない。

11 その他

- (1) 本事業は、くまもとアートポリスの一環として実施するものであり、その理念を尊重すること。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とすること。
- (3) 提出書類等の作成に係る一切の費用は提出者の負担とすること。
- (4) 提出書類が次の条件のいずれかに該当する場合は、無効となる場合がある。
 - ① 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - ③ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - ④ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
 - ⑤ 虚偽の内容が記載されているもの
 - ⑥ 他者の著作権を侵害した疑いがあると審査員が判断したもの
 - ⑦ その他主催者又は審査員が不適格と認めたもの
- (5) 提出された書類の差し替え又は再提出は認めない。

12 事務局、問合せ先

くまもとアートポリス事務局（熊本県土木部建築住宅局建築課内）

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

電話：096-333-2537 FAX：096-384-9820

E-mail：kap@pref.kumamoto.lg.jp

なお、必要な情報提供は、熊本県庁ホームページ内の以下のページにて公表する。

https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_32176.html